

## 令和2年度 第1回千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会会議 議事録（議事要旨）

1 日時：令和2年10月7日（水）午前10時00分～午前11時45分

2 場所：ポートサイドタワー12階第一会議室

3 出席者：（委員）

佐々木 剛、中村 礼奈、野口 泰三、真鍋 健、山崎 さなえ  
（臨時委員）

上田 優子

（教育委員会職員）

大野 和広 教育次長、山下 敦史 学校教育部長、栗和田 耕 学事課長、

片見 悟史 教育改革推進課長、鶴岡 克彦 教育指導課長、小田 将史 教育支援課長、

石川 英明 教育センター所長、千葉 直敏 養護教育センター所長

（事務局）

保田 裕介 教育支援課主任指導主事、

高橋 泰雄 教育支援課指導主事、刑部 荘 教育支援課指導主事

### 4 議題

- (1) 開会
- (2) 教育委員会挨拶
- (3) 委員紹介
- (4) 正副委員長の選任について
- (5) 委員長挨拶
- (6) 委員会の運営について
- (7) 本市のいじめ防止対策等について
- (8) 協議
- (9) その他
- (10) 閉会

### 5 議事の概要

- (1) 開会  
小田教育支援課長の進行により開会。
- (2) 教育委員会挨拶  
大野教育次長から挨拶。
- (3) 委員紹介 (4) 正副委員長の選任について (5) 委員長挨拶  
いじめ等の対策及び調査委員を小田教育支援課長より紹介し、一言ずつご挨拶を頂いた。  
一言ずつの挨拶の際に、委員長、副委員長には就任の挨拶を併せて頂いた。  
教育委員会職員、事務局は資料をもって紹介とした。  
小田教育支援課長より、委員長及び副委員長の選任については、互選により決定したことを説明した。
- (6) 委員会の運営について  
事務局から、本委員会の設置条例をもとに、本委員会の運営について説明をした。
- (7) 本市のいじめ防止対策等について  
事務局から、「千葉市いじめ防止基本方針」「いじめ対応マニュアル」「学校いじめ防止基本方針」等、本市のいじめ防止対策について説明をした。
- (8) 協議

### 6 会議経過

- (1) 開会  
(小田教育支援課長) 事務局に確認します。本日、傍聴の方はいらっしゃいますか。  
(保田主任指導主事) はい。本日はいらっしゃいません。  
(小田教育支援課長) 私は、本日進行を務めさせていただきます教育支援課長の小田でございます。よろしくお願いたします。本日の会議ですが、公開内容は、レジュメの7番までとなります。

8番からは、個別の事案のため、非公開となりますのでご了承ください。

それでは、ただいまより第1回千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会を始めさせていただきます。

次第に従って、2番 教育委員会挨拶、大野教育次長よりご挨拶申し上げます。

(2) 教育委員会挨拶

**(大野教育次長)**

改めましておはようございます。教育次長の大野でございます。本日は、ご多用の中、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。今年度は、委員会改選の年にあたりまして、6月に新たに5人の方に委員を、また2人の方に臨時委員をお願いすることになっております。どうぞよろしくお願い申し上げます。本委員会は、「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例」に基づき、平成26年度より教育委員会の附属機関として設置されています。主な所掌事務は、本市のいじめの防止等の対策についてご提言していただくこと、また、教育委員会の諮問を受けまして、いじめ等による重大事案の事実関係を調査していただくこととなります。

昨年10月に文部科学省が公表した「平成30年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果では、全国のいじめ認知件数が過去最多の54万超となっております。いじめ認知件数が増えることについては、いじめを積極的に認知して、その解消に向けた取組を始めた証として、文部科学省でも肯定的に評価されていますが、いじめの解消に向けた取組の在り方については、課題が残されていると思います。

本市としては、いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであると捉え、いじめの未然防止、早期発見、早期解消を基本として、学校全体で組織的に対応していくことが必要であると考えております。そのためにも「千葉市いじめ防止基本方針」を基に、各学校の実情に応じ「学校いじめ防止基本方針」を策定し、ホームページで公開するとともに、いじめを認知した際は、「いじめ対応マニュアル」に基づいた適切な対応を、各学校にお願いしているところです。

こうした学校における対策の実効性を高めるために、本市のいじめ問題の実態を分析し、いじめの防止等のための対策について、委員の皆様にご意見、ご提案を賜りたいと考えております。委員の皆様におかれましては、公私ともにご多用なことと存じますが、本市のいじめ防止等のための対策のより一層の充実に、特段のお力添えを頂きますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**(小田教育支援課長)** 続きまして、委員紹介に移ります。

(3) 委員紹介

(4) 正副委員長の選任について

(5) 委員長挨拶

**(小田教育支援課長)**

本調査委員会の前委員の5人の皆様は、今年の6月をもって2年の任期を終え、全員の委員の方々が退任の折となりました。ただし、5人の委員のうち、黒川委員長、永嶋副委員長、ともに前委員長、前副委員長になりますが、臨時委員として、本調査委員会に引き続きご助力いただくこととなっております。これに伴い、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例第4条第3項に則って5人の新委員の皆様を、第2項に則って4人の臨時委員の皆様を、令和2年6月4日付で任命させていただきました。皆様の机の上に任命書を置かせていただいておりますので、ご確認のほどよろしくお願い申し上げます。

また、本委員会の委員長及び副委員長ですが、事前に委員の皆様からご意見をいただき、互選によって決定しております。委員の皆様を紹介する際、委員長、副委員長のお二人からは、就任のご挨拶も併せてお願いしたいと思います。

それでは、改めまして、委員となられました皆様をご紹介いたします。お手元の資料2頁をご覧ください。まず中村委員長、真鍋副委員長の順に紹介させていただき、その後、名簿の順に紹介させていただきます。私の方でお名前をご紹介いたしますので、お座りになられたままで結構でございます、一言ご挨拶を頂ければと思います。

初めに、中村礼奈委員長でございます。

**(中村委員挨拶)** 弁護士の中村です。この度委員長を仰せつかりまして微力ながらお役に立てればと思っております。コロナの中では学校教育の現場も非常に混乱して子どもたちの精神面もざわついているという風に聞いております。いじめの認知件数が増えているということもあって、我々の委員会が果たす役割も決して低くないと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします

**(小田教育支援課長)** ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。  
続きまして、真鍋健副委員長でございます。

**(真鍋委員挨拶)** 副委員長を仰せつかりました千葉大学教育学部の真鍋健と申します。いじめの問題についても学校内では個人ではなく組織的な対応というところが基本という風にされてますけれども、おそらく、いじめのこちらの調査委員会の方についても、様々な見地から様々な角度から実際の事例、あるいは予防に向けた対策を、検討していくことが必要かなと思いますので、ここにいらっしゃる委員の皆様と協力しながら進めていくことができたらと思っておりますので、また教育委員会の先生方ともどうぞよろしく願いします。

**(小田教育支援課長)** ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。  
続きまして、佐々木剛委員でございます。

**(佐々木委員挨拶)** 千葉大学医学部附属病院の子どものこころ診療部と精神科の医師の佐々木と申します。主に子どもの患者さんの精神医学的な診断評価をする立場にいるものですが、今回千葉市の教育委員会のいじめ等の対策及び調査委員にご任命頂きました。医学的な見地からも含めて、総合的なところも皆様にも教えていただきながら対応を進めていきたいと思っております。私は、今年度から千葉県の子どもの心の診療ネットワーク事業というのを行っております。それらに関して皆様にご協力をお願いすることもあるかもしれませんが、何卒お願いいたします。

**(小田教育支援課長)** ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。  
続きまして、野口泰三委員でございます。

**(野口委員挨拶)** 弁護士の野口と申します。どうぞよろしく願いいたします。

**(小田教育支援課長)** ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。  
続きまして、山崎さなえ委員でございます。

**(山崎委員挨拶)** 臨床心理士の山崎さなえと申します。よろしく願いいたします。スクールカウンセラーをしておりまして、主に学校現場でいろいろな子どもたち、先生方にお会いしている状態です。ここにきて学校は何となくざわざわというのをすごい実感しております。いじめ認知の部分であったり、ほかの部分も子どもたちが安心して学校生活を送っていたらいいなと思いながら日々一緒に過ごしております。どうぞよろしく願いします。

**(小田教育支援課長)** ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

次に、臨時委員として本調査委員会にご助力頂いております皆様を、名簿の順に紹介させていただきます。

初めに、上田優子臨時委員でございます。

**(上田臨時委員挨拶)** 弁護士の上田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

**(小田教育支援課長)** ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、魚地道雄臨時委員、黒川雅子臨時委員、永嶋久美子臨時委員でございますが、3人の皆様は、本日ご都合が悪く欠席となっております。続いて、教育委員会職員の紹介ですが、こちらはお手元2頁の資料をもって紹介とさせていただきます。

**(小田教育支援課長)** それでは、これより議事に入らせて頂きます。この後の議事進行につきましては中村委員長をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(6) 委員会の運営について

**(中村委員長)** それでは、次第によりまして議事を進めさせていただきます。まず、6 委員会の運営について事務局より説明をお願いします。

**(保田主任指導主事)** それでは事務局の保田よりご説明をさせていただきます。それではまず、お手元の資料3頁「資料1 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例」をご覧ください。重点事項のみ説明いたします。

第1条では、本委員会の設置目的について示しております。

第2条では、本対策調査委員会が取扱ういじめ等による重大事態の定義について示しております。本市が設置した学校におけるいじめ、体罰、学校管理下において発生した事故を対象としております。

第3条では、委員会の所掌事務を定めております。(1)が対策についての審議について(2)～(4)が調査についての審議について定めております。

頁めくりまして、第4条から第6条においては、委員会の組織や会議等について定めております。対策調査委員会は、委員5人以内で組織し、任期は2年、また、第2項で、臨時委員を置くことができることを定めております。会議は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができません。議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決定します。可否同数のときは、委員長の決するところによります。

続いて、第7条では、調査に関して定めております。

また、第8条では、前条の調査のために必要に応じて置くことができる調査員について定めております。

最後に、第9条では、前条までのほか、更に必要な事項については、委員長が委員会に諮って定めることができるとしております。

次に、6頁をお開けください。「資料2 千葉県教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会運営要綱」については、平成26年の6月4日第1回本対策調査委員会にて協議していただき、修正しご承認いただいた要綱になっています。

8頁をお開けください。「資料3 千葉県教育委員会いじめ等による重大事態への対処に関する要綱」は、千葉県教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例第2条に規定する、いじめ等による重大事態への対処に関し、必要な事項を定めたものになっています。

次に、11頁をお開けください。「資料4 いじめ等の重大事態に対する対処といじめ防止等の対策についてのイメージ」を示しております。重点事項のみ説明いたします。本委員会は中央の色を塗ったところに位置づけられております。本市の「いじめ防止等の対策」を審議するとともに、教育委員会の諮問を受けて、いじめ等の重大事態の調査をし、事実関係を明確にした調査結果を報告するとともに、問題解決のための方策や再発防止策を提言します。その下に、市長部局の附属機関である「千葉市いじめ等調査委員会」がございませぬ。いじめ等による重大事態の再調査を行う機関ですので、左側の「重大事態等への対処」の欄に位置づけられております。右側の下にあります「いじめ問題対策連絡会」ですが、学校関係者、警察関係者、関係各課等が連携を図り、いじめ問題に対して、それぞれの立場でどのような対策を講じているか等について情報交換を行う機関ですので、右側の「いじめ防止等の対策」の欄に位置づけられております。

続いて12頁には「資料5」として「千葉市情報公開条例」の抜粋、「千葉市情報公開条例施行規則」の抜粋を掲載しておりますので、ご参照ください。

説明は以上です。

**(中村委員長)** ありがとうございます。委員の皆様何か、意見質問等はございますでしょうか。特にございませんか。

では、続きまして、7本市のいじめ防止対策等について、事務局より説明をお願いいたします。

(7) 本市のいじめ防止対策等について

**(保田主任指導主事)** それではお手持ちの資料6、13頁になります。「千葉市いじめ防止基本方針」となります。これは、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえて、いじめ防止等のための対策をより総合的かつ効果的に推進するために策定したものです。

これに加えて36頁「資料7 いじめ対応マニュアル」がございませぬ。さらに55頁「資料8 学校いじめ防止基本方針策定の手引き」これらを参照し、各学校においては61頁「学校いじめ防止基本方針」、67頁「学校いじめ防止指導計画」を策定し、学校ホームページにて公開をしております。

また、教育委員会では、「生徒指導調査研究委員会」を設置し、生徒指導に関する調査

研究を行い、報告書を作成し、各学校の生徒指導の参考になるよう努めております。昨年度は「いじめの積極的な認知とその対応」をテーマに報告書を作成しました。資料の一番最後裏表紙の部分に載せておりますが、資料1 1として昨年度の報告書のダイジェスト版を載せておりますので、どうぞご参照ください。

資料多数ある中、非常に雑駁な説明となりましたが、わたくしからは以上となります。

**(中村委員長)**

ありがとうございました。委員の皆様何かご意見等ございますでしょうか。なかなか資料が盛りだくさんで、目を通して頂くのがあれかもしれませんけれど、特にございませんでしょうか。では、次に協議に移ります。

協議の関係、事務局より説明をお願いいたします。

**(保田主任指導主事)**

この後は個別の事案協議となりますので、本日傍聴者はおりませんが、もしおりましたら、ここでご退席をお願いします。

(8) 協議

議題(8)に係る会議経過については、千葉市情報公開条例第7条第2号に該当する情報(個人情報)が含まれているので表示していません。